

院内感染対策の指針

周防大島町立東和病院（以下、当院という。）は、患者および病院職員（以下、職員という。）に安全で快適な医療環境を提供するため、感染対策を確立することを目的にこの指針を策定する。

1.院内感染対策に関する基本的な考え方

医療機関においては感染症の患者と、感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在している。このことを前提に、当院の病院感染対策は医療サービスを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するため、標準予防策の観点に基づいた医療を提供し、併せて感染経路別予防策を実践する。

2.院内感染対策委員会

1) 病院内における感染症に対する適切な措置及び医療従事者の感染事故防止について検討及び協議することを目的として、院内感染対策委員会（以下、委員会という。）を設置する。委員会は毎月1回開催し、緊急時は臨時会議を開催する。

感染予防及び感染防止策を充実させるための体制の強化を図り、その実践的活動を組織的に行うため院内感染対策委員会内にICT(インフェクション・コントロール・チーム)を構成し、月2回小委員会を開き、リスク事例の把握、評価、周知、対策及び指導を行い、特記事項は院内感染対策委員会に報告する。

2) 委員会は次の事項を審議する。

- ① 院内感染症及び医療従事者の感染事故の予防対策に関すること。
- ② 院内感染症及び医療従事者の感染発生時の対策に関すること。
- ③ 院内感染症の情報に関すること。
- ④ 院内感染症に対する院内教育に関すること。
- ⑤ 院内感染症予防対策の予算措置に関すること。
- ⑥ その他、感染症について必要事項に関すること。

3.院内感染対策のための職員研修

1) 院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

2) 職員研修は、全職員を対象として、必要に応じて随時開催する。

3) 研修の開催結果及び参加実績を記録・保存する。

4.感染症の発生状況の報告に関する基本方針

MRSA等の感染を予防するために、「感染情報レポート」、「抗生物質使用状況」を作成し、感染対策委員長を含む委員会の主要メンバーに情報提供し、感染対策委員会で確認して活用する。

5.院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染対策委員会は、日常的に院内感染の有無を把握することに努める。職員は、院内での患者・職員自身に感染症発生が疑われる事例が発生した場合は、院内感染対策委員会において早急に報告を行う。

6.患者等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

1) 院内感染対策委員会の報告書は委員長が作成し、各委員へ配布して全職員に閲覧する。

2) 感染に関わる情報を患者または家族に提供し、情報を共有する。疾病の説明とともに感染防止についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7.院内感染対策の推進のために必要なその他の基本方針

1) 職員は、自らが院内感染源とならないため、健康管理に努める。

2) 職員に当院の病院感染対策を周知するために、院内感染対策委員会が定めた院内感染対策マニュアルを全部署に配布する。職員は、マニュアルに基づいて感染対策を実施する。

3) 職員は、感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。